



第8節 動植物防疫措置の強化

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、高病原性鳥インフルエンザ¹や豚熱²を始めとする家畜伝染病や植物病害虫に対し、侵入・まん延を防ぐための対応を行っています。また、近年、アフリカ豚熱³を始め、畜産業に甚大な影響を与える口蹄疫等の越境性動物疾病が近隣のアジア諸国において継続的に発生しています。これら疾病の海外からの侵入を防ぐため、政府一丸となって取り組むことが重要です。

本節では、こうした観点から、動植物防疫措置の強化等に関わる様々な取組を紹介します。

(鳥インフルエンザの感染拡大防止対策の強化)

令和2(2020)年11月、香川県で約3年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生し、令和3(2021)年3月末時点で18県⁴の農場において52例の発生が確認されています(図表1-8-1)。農林水産省は関係省庁や都道府県と連携し、迅速な防疫措置が実施されるよう、必要な人的・物的な支援を行いました。

また、令和2(2020)～3(2021)年シーズンは、世界的にも発生が相次ぎ、国内各地の野鳥の死体等からもウイルスが検出されるなど、環境中のウイルス濃度が高く、全国的に発生リスクが高いと考えられることに加えて、各発生事例について実施した疫学調査によれば、飼養衛生管理の不備によりウイルスが侵入した可能性が指摘されました。

このため、農林水産省から全国の都道府県に対して、発生状況等に応じて、飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底等を通知するとともに、各都道府県を通じて、飼養衛生管理の全国一斉点検、全国一斉の緊急消毒、緊急的な防疫演習等の取組を実施しました。また、今シーズンの渡り鳥の飛来状況やウイルスの特徴を記載したリーフレットの作成等、分かりやすい情報の発信を行いました。

なお、我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

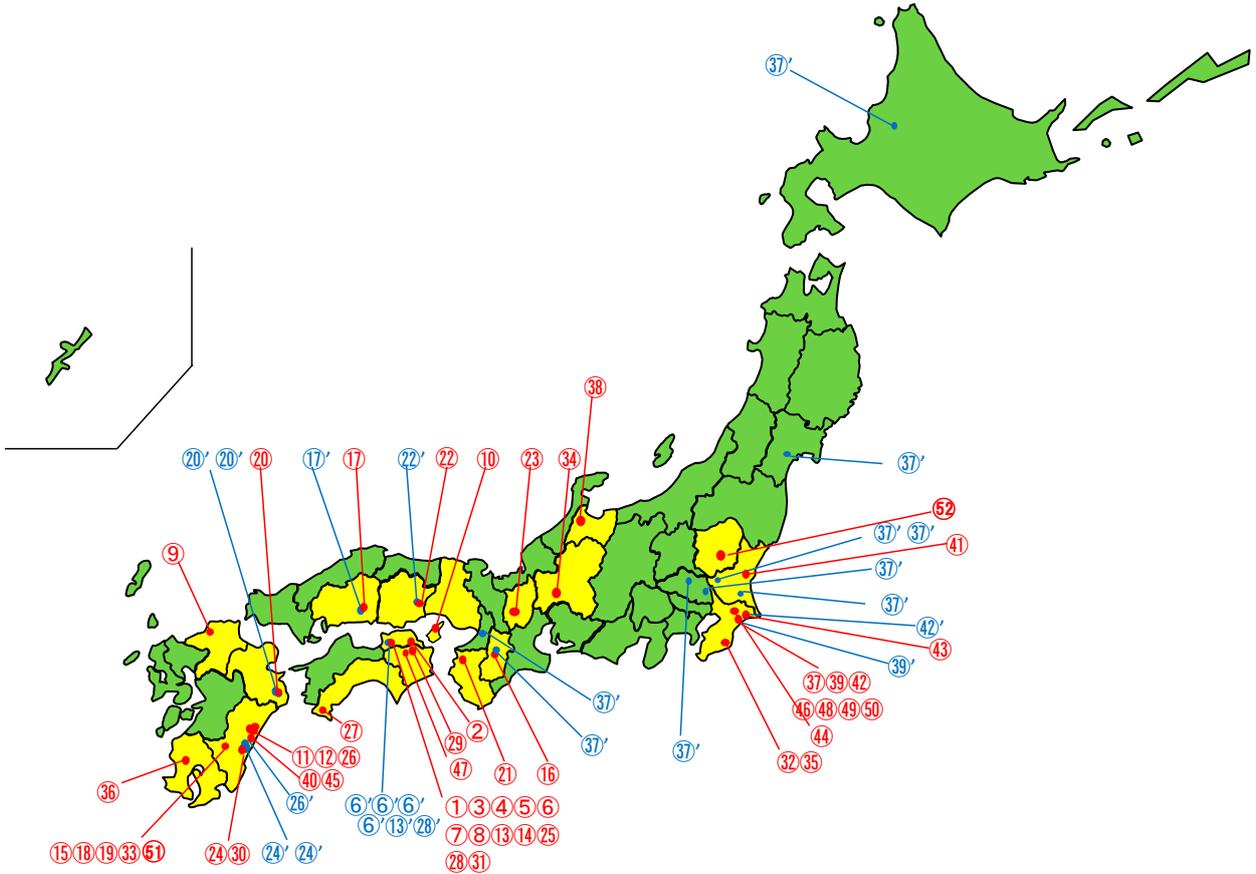
¹ 用語の解説3(1)を参照

² 用語の解説3(1)を参照

³ 用語の解説3(1)を参照

⁴ 香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県及び栃木県

図表 1-8-1 鳥インフルエンザの発生場所



資料：農林水産省作成

注：1) 令和3(2021)年3月末時点

2) 数字は発生の順を示す。赤字数字は家きんでの発生農場。赤字数字と同じ数字の青字数字は発生農場からの家きんの移動等から疑似患畜と判定し殺処分を行った農場等

今シーズン(2020-21)は、**多量に鳥インフルエンザウイルスがあちこちに存在しています!!**

池、川、道路にも…
野山、森、公園にも…

MAFF 農林水産省

今シーズンは**世界的にも発生が相次ぐ非常事態**。カモや白鳥等の渡り鳥がウイルスを持って大陸から飛来。糞便等によって野山、池、道路等にウイルスが排出。

鳥や小動物を捕食するハヤブサやフクロウ等の猛禽類も感染

STOP!!
手指消毒
車両消毒
衣類・靴の交換
防鳥ネット
野生動物対策

対策は…
消毒や防鳥ネットの管理など全ての従業員による飼養衛生管理の**基本の徹底!!**

「ウイルスを農場内に入れさせない」「ネズミやネコにも油断しない」農場を守るのは…
あなた 農場主だけ…

地域一帯となった消毒も有効です。
防鳥ネットや消毒機器等の整備など、支援も用意していますので、ご相談ください。

全国どこでも発生する可能性があり、警戒が必要です!!
高病原性鳥インフルエンザ

今シーズン飛来している渡り鳥の数

- 環境省が行っている渡り鳥の飛来状況調査(全国52カ所)によれば、例年と同程度の飛来数
- 鹿児島県出水市で行われているツルの飛来数調査では過去最高を記録したと報道されるなど、地域や種類によっては渡り鳥の数が例年より多いと考えられます。

〇出水市のツル飛来数調査
今シーズン過去最高を記録
2020年：17,315羽
2019年：15,529羽
2018年：14,286羽

ウイルスを保有している渡り鳥の割合

- 専門家の意見(複数)
- ①ウイルス保有の渡り鳥が多い可能性
- ②国内の野鳥間で拡がった可能性が考えられるが、環境中のウイルス濃度は上昇している。

野外に多量のウイルスがあちこちに

- 〇北海道から鹿児島まで全国各地の野鳥(糞便含む)で検出(18道県58事例)
- 〇渡り鳥だけでなく、猛禽類(食物連鎖の頂点)でも検出(8道県12事例)オオタカ(奈良県)、オジロワシ(北海道)、ノスリ(栃木県、富山県、香川県、鹿児島県)、ハヤブサ(北海道、栃木県、岡山県)、フクロウ(栃木県、埼玉県)
- 〇鳥だけでなく、環境中の水でも検出(4県19事例)新潟県(阿賀野市瓢湖)、長野県(岡谷市諏訪湖)、鳥取県(気高町日光)、鹿児島県(出水市ツルのねぐら)

(2021年3月15日現在) MAFF 農林水産省

令和2(2020)年度の渡り鳥の飛来状況やウイルスの特徴を記載したリーフレット

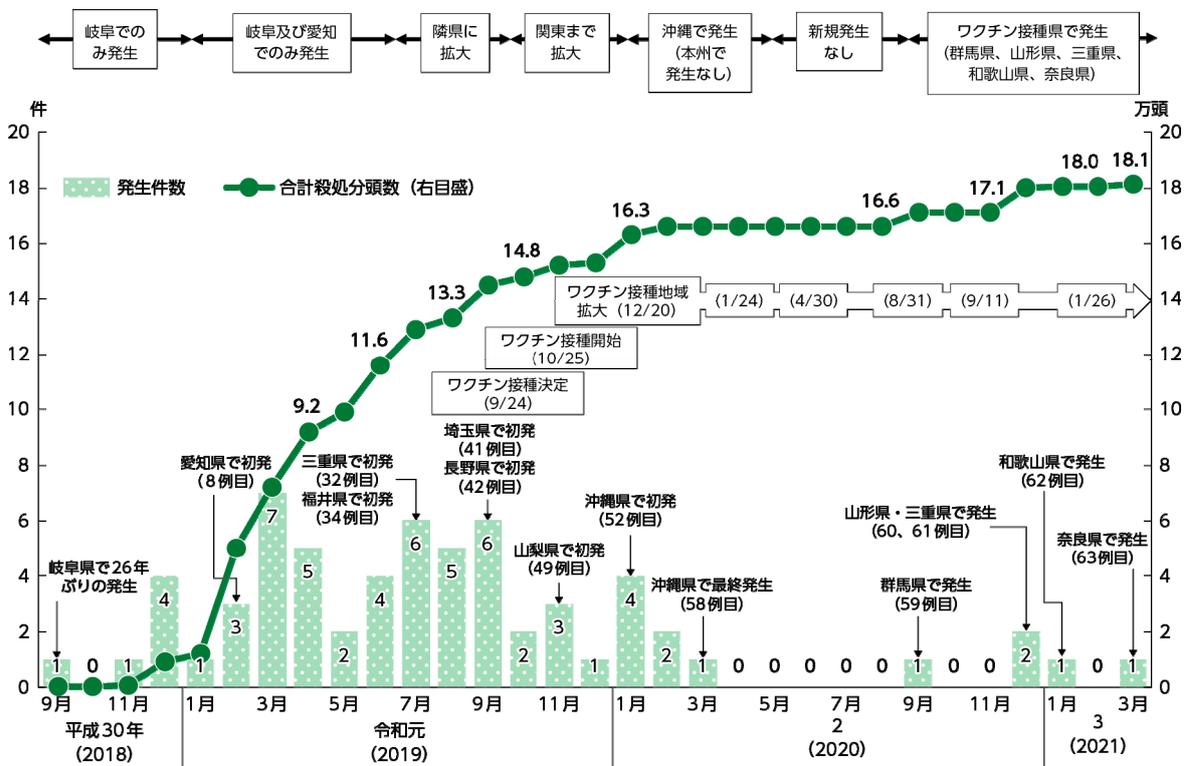
資料：農林水産省作成

(豚熱の感染拡大防止対策の強化)

平成 30(2018)年 9 月、岐阜県で我が国において 26 年ぶりとなる豚熱が発生し、令和 3(2021)年 3 月末時点で、12 県¹の豚又はイノシシ(以下「豚等」という。)の飼養農場において 63 例の発生が確認されています(図表 1-8-2、図表 1-8-3)。

また、野生イノシシにも豚熱ウイルスが浸潤し、令和 3(2021)年 3 月末時点で、24 都府県²にまで感染区域が拡大しており、豚等及び野生イノシシにおける感染拡大防止とその後の清浄化が急務となっています。

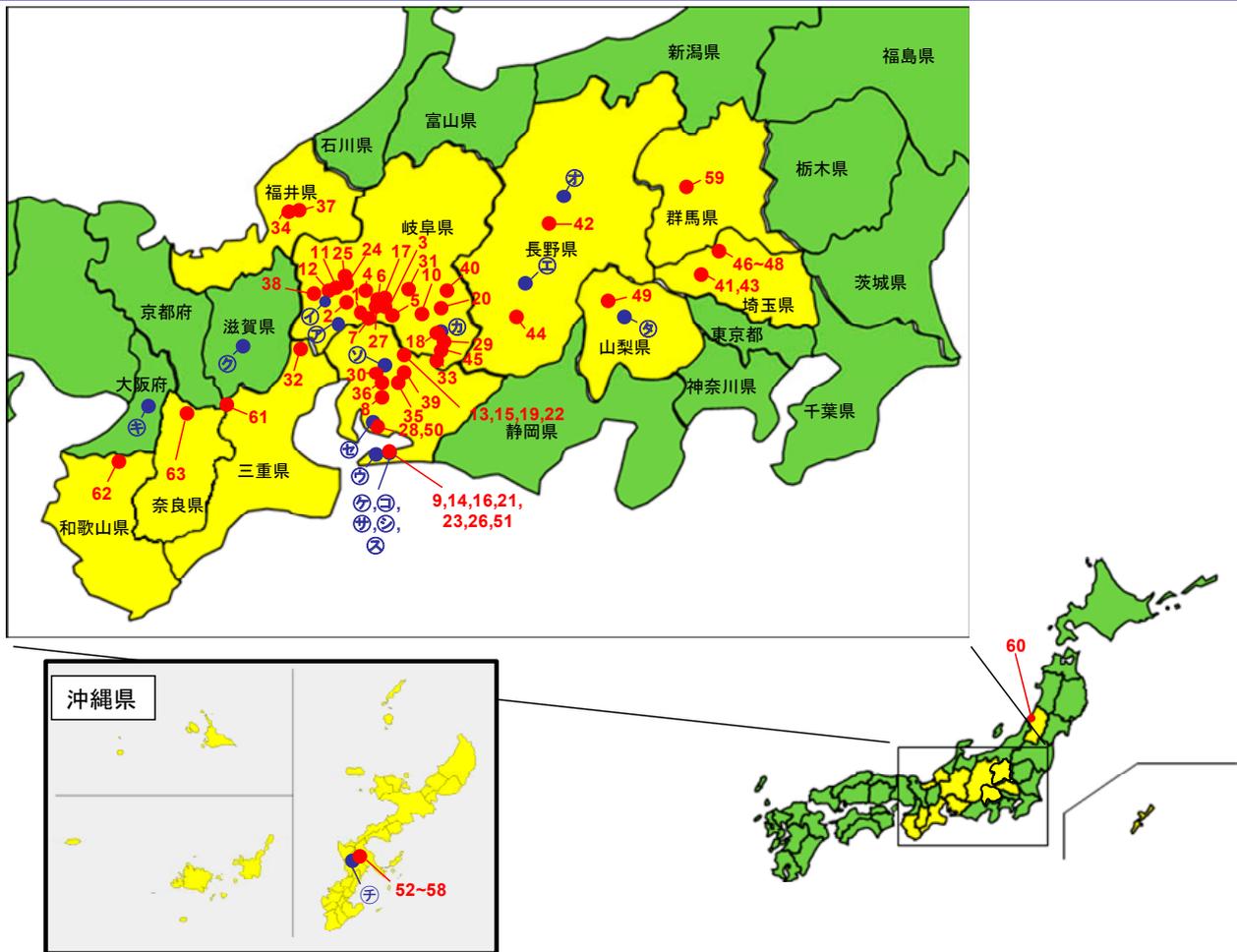
図表 1-8-2 豚熱の発生経過



資料：農林水産省作成
注：令和 3(2021)年 3 月末時点

¹ 岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県及び奈良県
² 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、埼玉県、群馬県、静岡県、山梨県、新潟県、京都府、神奈川県、茨城県、東京都、福島県、奈良県、大阪府、和歌山県、栃木県、山形県及び兵庫県

図表 1-8-3 豚熱の発生場所



資料：農林水産省作成

注：1) 令和3(2021)年3月末時点

2) 数字は発生の順を示す。数字は飼養豚での発生農場。カタカナは発生農場からの豚の移動等から疑似患者と判定し殺処分を行った農場等

今般の豚熱の感染経路については、豚熱に感染した野生イノシシ由来のウイルスを人、車両又は野生動物が農場内に持ち込んだ事例が多いとされており、関係省庁、地方公共団体等が連携して、野生イノシシの捕獲を強化するとともに、空中散布も含めた経口ワクチンの散布等による野生イノシシ対策を推進しています。

また、農林水産省は、令和元(2019)年10月に、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改訂し、同指針に基づき、12県¹をワクチン接種推奨地域に指定しました。その後も、野生イノシシにおける感染確認状況を踏まえ、随時、ワクチン接種推奨地域の見直しを行い、18都府県²を追加し、合計30都府県をワクチン接種推奨地域に指定しました。ワクチン接種推奨地域については、野生イノシシにおける感染状況を踏まえつつ、定期的に見直しを行います。

さらに、豚熱の豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要です。農場ごとの飼養衛生管理に係るマニュアル策定や野生動物侵入防止対策

¹ 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県、富山県、石川県、滋賀県、群馬県、埼玉県、山梨県及び静岡県

² 新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、奈良県、沖縄県、兵庫県、大阪府、和歌山県、福島県、宮城県、山形県、秋田県、鳥取県及び岡山県

の義務付け、エコフィード¹の加熱基準の厳格化等を内容とする飼養衛生管理基準の改正を行いました。このほか、農林水産省や地方公共団体は、豚熱が豚等の病気であってヒトに感染することはなく、仮に豚熱に感染した豚等の肉を食べても人体に影響がないことを周知しています。今後は、これまでの国内防疫を継続するとともに、国内マーカークワチンの開発に取り組むなど、将来的な OIE²(国際獣疫事務局)の「清浄国」ステータス³の再認定を目指すこととしています。

(アフリカ豚熱等の越境性動物疾病の侵入防止を強化)

近隣のアジア諸国においては、アフリカ豚熱を始め、畜産業に甚大な影響を与える口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザといった越境性動物疾病⁴が継続的に発生しています。

これら疾病の海外からの侵入を防ぐため、農林水産省では、関係省庁と連携しながら水際検疫を徹底しています。令和 2(2020)年 7 月には、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が施行され、畜産物の輸出入検疫に係る家畜防疫官の質問・検査権限や廃棄権限、罰則の強化等を図るとともに、家畜防疫官の増員、検疫探知犬の増頭により検疫体制を強化しました。



動植物検疫探知犬



旅行者へ輸入禁止品を周知するポスター
(左：英語、右：中国語)

(輸入エビの急性肝膵臓壊死症が国内で初めて発生)

令和 2(2020)年 10 月に沖縄県において、我が国で初めて急性肝膵臓壊死症⁵(AHPND)の発生が、また、令和 3(2021)年 3 月には広島県で 2 例目となる発生がいずれも輸入されたバナメイエビの種苗で確認されました。本疾病は、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病であり、沖縄県及び広島県は同法に基づき、速やかに養殖場のバナメイエビの処分、水槽の消毒等のまん延防止措置を行いました。農林水産省は、沖縄県、広島県等関係機関と連携して本疾病の防疫措置を徹底するとともに、他の都道府県や関係者に対し輸入防疫対象疾病の発生防止について注意喚起を行いました。

¹ 用語の解説 3(1)を参照

² 用語の解説 3(2)を参照

³ OIE が、特定疾病の清浄性に係る状況を加盟国・地域の申請に応じ、専門家が評価した上で OIE 総会において採択し、清浄ステータスを公式に認定したものをいう。

⁴ 国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病

⁵ 特殊な毒素タンパク質を産生するビブリオ細菌が原因で発生する疾病で、死亡率が非常に高いことが特徴である。持続的養殖生産確保法で定める特定疾病であり、感受性種は、バナメイエビ(シロアシエビ)、ウシエビ、コウライエビ及びクルマエビ

(植物病害虫の侵入・まん延防止の取組)

農産物の生産に被害を及ぼす病害虫の侵入を効果的かつ効率的に防止するため、農林水産省では、海外での発生情報等を踏まえ、病害虫の侵入・まん延の可能性や、まん延した場合に農業生産に与える経済的被害について評価し、適切な検疫措置を検討する病害虫リスクアナリシスを行うとともに、その結果に基づいて侵入を警戒すべき病害虫の見直しや検疫措置の見直し等を実施しています。

また、病害虫の国内への侵入を防止するため、植物防疫所では、空港・港等において、量や商用・個人用を問わず、貨物、携帯品、郵便物等により輸入される全ての植物やその容器包装を対象に検疫を行っています。さらに、国内での病害虫のまん延を防ぐため、侵入警戒調査や、侵入病害虫に対する緊急防除等の取組を進めています。

国内で既に発生している病害虫についても、急激なまん延による我が国農業への被害を防止するため、病害虫の発生予測や発生予測に基づく的確な防除対策を推進しているところです。

令和2(2020)年6月以降、鹿児島県等において、かんきつ類の重要害虫であるミカンコミバエ種群の誘殺が相次ぎました。これを受けて農林水産省は県と連携し、初動防除として雄成虫を誘引して殺虫する誘殺板を設置するとともに、本虫に寄生された果実が確認された地域では、寄主植物の除去やヘリコプターによる誘殺板の散布(航空防除)を実施し、本虫の定着防止に努めています。



ミカンコミバエ(成虫)



誘殺板